

○菊池市給水条例

平成17年3月22日

条例第196号

改正 平成17年条例第221号

平成25年条例第40号

平成29年12月22日条例第28号

令和元年7月19日条例第4号

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第13条)
- 第3章 給水(第14条—第25条)
- 第4章 料金及び手数料(第26条—第40条)
- 第5章 管理(第41条—第44条)
- 第6章 貯水槽水道(第45条・第46条)
- 第7章 補則(第47条)
- 第8章 罰則(第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、菊池市水道事業(以下「水道事業」という。)の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 水道事業の給水区域は、菊池市水道事業の設置等に関する条例(平成17年条例第193号)第2条第2項に定める区域とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1事業所で1個の水道メーター(以下「メーター」という。)により専用するものをいう。
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上のメーターにより共用するものをいう。
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するものをいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 申込者は、前項の工事について利害関係人がある場合は、その同意書等を提出しなければならない。

(給水装置の新規申込みの保留)

第6条 第2条に定める給水区域内にあっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発行為等の事前協議)

第7条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ市長に協議し、同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(工事の費用負担)

第8条 工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により市長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第11条 市長が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 市長は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第13条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、市長に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、水道に関する事項を処理させるため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有するとき。

(2) 給水装置を共用するとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(権利義務の承継)

第18条 給水装置の所有権を承継した者は、この条例に定める所有者の権利義務を承継したものとする。

(家族などの行為に関する責任)

第19条 所有者又は給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(計量及びメーター)

第20条 料金算定の基準となる水量(以下「水量」という。)は、市のメーターをもって計算する。

(メーターの貸与及び保管)

第21条 メーターは、市長が適当と認める位置に設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者としての注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- 4 市長は、メーターの位置が工作物その他により不適当となったときは、これを変更させることができる。
- 5 前項の工事に要する費用は、水道使用者等が負担しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(届出の義務)

第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 水道の用途を変更しようとするとき。
 - (3) 消防演習等のため私設消火栓を使用しようとするとき。
 - (4) 前水道使用者等の権利義務を承継して使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- (1) 給水装置の所有権に変動があったとき。
 - (2) 使用者、代理人又は管理人に変更があったとき。
 - (3) 前号の者の住所に変更があったとき。
 - (4) 消火のため、私設消火栓を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消火又は演習等の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を演習等のために使用するときは、市長の指名する職員の立会いを受け

なければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な管理者としての注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を要するときは、その修繕に必要とする費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を請求者から徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、別表に定める基本料金と超過料金との合計額とする。

(料金の算定)

第28条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの検針を行い、その日の属する月の翌月分として算定する。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。

(水量及び用途の認定)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量及びその用途を認定するものとする。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) その他使用水量が不明のとき。

(3) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

2 前使用者の給水装置を市長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 検針定例日の中で水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以内で使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。

(2) 使用日数が16日以上るとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月分の額とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な場合における料金の算定について必要な事項は、市長が定める。

(料金の徴収等)

第31条 料金は、口座振替又は納入通知書の方法により毎月徴収する。ただし、特別な場合における料金は、随時徴収することができる。

2 料金の納付期限は、当月末日までとする。

(追徴又は還付)

第32条 徴収した料金に過不足があったときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回等の料金で清算することができる。

(一時使用料金の前納)

第33条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の利用が終わったとき清算する。

(加入金)

第34条 給水工事の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により加入金として次に定める加入金額をその申込みの際に納付しなければならない。

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	50,000円

20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	130,000円
40ミリメートル	330,000円
50ミリメートル	650,000円
75ミリメートル	1,150,000円
100ミリメートル	1,650,000円

2 加入金額は、前項の表に掲げる金額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 第1項の規定による給水装置の増径工事の場合は、新旧メーターの口径に係る納付金の差額とする。

4 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては、全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第35条 手数料は、次の区分により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込みの後、徴収することができる。

区分	単位	金額
設計審査手数料	1件	1,000円
材料検査手数料	1件	1,000円
竣工検査手数料	1件	1,000円
給水装置工事道路占用申請手数料	1件	2,000円
給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
その他証明手数料	1件	300円

(工事負担金)

第36条 市長は、住宅団地等の造成主その他の者から、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水の申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として納入させることができる。

2 前項に規定する工事負担金の額は、当該配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額とする。

(料金及び手数料の督促)

第37条 料金、手数料を滞納したときは、市長は、期限を指定して督促しなければならない。

(督促手数料)

第38条 市長は、前条の規定により督促状を発したときは、1通につき80円を徴収する。

(遅延損害金)

第39条 市長は、第37条の規定により督促を受けた者が、同条の規定により指定された期限までに料金又は手数料を納入しないときは、同条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。

2 前項に規定する遅延損害金を計算する場合において、その計算の基礎となる料金又は手数料に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 遅延損害金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(料金及び手数料等の減免)

第40条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第41条 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な処置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の処理に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第42条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合してい

ないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、料金、手数料その他この条例により納入しなければならない金額を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくメーターの検針又は検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいなく
- き。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認められるとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第45条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

(過料)

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けないで工事をした者

(2) 正当な理由がなく、第21条第1項のメーターの設置、第28条のメーターの検針、第41条の検査及び第43条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第24条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

2 詐欺その他不正の行為により、第27条及び第30条の料金、第34条の加入金又は第35条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

3 前項に定めるもののほか、料金、加入金又は手数料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菊池市給水条例(平成10年菊池市条例第13号)又は泗水町水道事業給水条例(平成10年泗水町条例第8号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ

この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年条例第221号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前から、第1条及び第2条の規定については継続して排水処理施設を使用している者に係る使用料、並びに第3条、第4条及び第5条の規定については継続して水道を使用している者に係る料金で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料及び料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の菊池市給水条例第39条の規定は、平成30年度請求分の料金及び手数料から適用し、平成29年度以前の年度分の料金及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水道を使用している者に係る料金で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定するものについては、なお従前の例による。

別表(第27条関係)

種別	基本料金(1戸1月)			超過料金
	水量	口径	料金	1立方メー

				トルにつき
専用給水装置	8立方メートルまで	13ミリメートル	850円	140円
共用給水装置		20ミリメートル	1,450円	
一時用給水装置		25ミリメートル	1,780円	
置		40ミリメートル	2,520円	
		50ミリメートル	3,610円	
		75ミリメートル	4,660円	
		100ミリメートル	5,580円	
消火用給水装置	目的外の使用については、1基1回20分として、5,600円とする。ただし、消火等用に使用するときは、無料とする。			

備考

料金の額は、別表に掲げる金額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。